

# 運動施設技能者能力評価基準

令和2年3月27日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、運動施設技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本運動施設建設業協会

## 2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、運動施設技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、運動施設技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③運動施設技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する運動施設技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

## 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、運動施設工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「その他」(52)小分類「運動施設工」(11)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「運動施設技能者」と称する。

## 4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

運動施設工事についての基礎知識を有するとともに、運動施設工事に必要な道具・工具の安全な使用方法を身につけ、指示を受けながら作業の補佐ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

現場での経験が3年以上あり、作業手順に沿って、正確そして安全な運動施設工事ができる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

運動施設工事に必要な資材の発注と施工機械の段取りができる。

他の技能者に対して作業手順・方法・安全・品質確保を指示するなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録運動施設基幹技能者等）

全体工程の把握・管理を行い、元請事業者や他職種との調整が行うことができる。

## 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち大分類「その他」小分類「運動施設工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

### （1）レベル4の基準

#### 【考え方】

就業日数については、登録運動施設基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定。

保有資格については、登録運動施設基幹技能者のほか、優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞を設定する。

職長・班長としての就業日数については、登録運動施設基幹技能者講習の受講要件を踏まえ3年以上を設定する。

#### 【基準】

①から③までを満たしていること。

##### ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

##### ②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録運動施設基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3 及びレベル2 の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

## (2) レベル3の基準

### 【考え方】

就業日数については、運動施設施工技士の受験資格要件を踏まえて設定する。

保有資格及び職長・班長としての就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル3の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

### 【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・運動施設施工技士
- ・青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

イ) (3) の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

## (3) レベル2の基準

### 【考え方】

保有資格及び就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

### 【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

## ②保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士
- ・ 1級又は2級造園施工管理技士
- ・ 1級又は2級建設機械施工技士
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・ ショベルローダー等の運転（最大荷重1t以上）技能講習
- ・ 締固め機械（ローラー）の運転特別教育

## （4）レベル1の基準

### 【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

## 6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、運動施設工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

## 7. その他

運動施設技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録運動施設基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,150 日（10 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録運動施設基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣 顕彰</li> <li>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数が 645 日（3 年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1,505 日（7 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動施設施工技士</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長又は班長としての就業日数の合計が 215 日（1 年）以上であること。
レベル2	就業日数が 645 日（3 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 級又は 2 級土木施工管理技士</li> <li>●1 級又は 2 級造園施工管理技士</li> <li>●1 級又は 2 級建設機械施工技士</li> <li>●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習</li> <li>●ショベルローダー等の運転技能講習</li> <li>●締固め機械（ローラー）の運転特別教育</li> </ul>	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可